令和８年 10 月　意見公募等資料
企画総務部地域づくり課公民連携係

紫波町産業交流施設条例（案）骨子について

１　条例制定の経緯等

町では、元長岡小学校の空き校舎を活用するノウルプロジェクトを進めています。

元校庭には紫波町交流公園「ノウルガーデン」を整備し、民間事業者による宿泊施設、店舗、レストラン、共同住宅などが整備され、地域の魅力を体験できる場となっています。

元校舎は、町民や施設利用者が交流し、それぞれの「やりたい」を実現できる場を提供するとともに、活力とにぎわいを生み出す交流拠点とするため、産業交流施設「（仮称）ノウルセンター」の設置に向けて改修工事を進めています。あわせて、施設設置に必要な標記条例の制定も検討しています。

２　想定している産業交流施設（（仮称）ノウルセンター）の機能

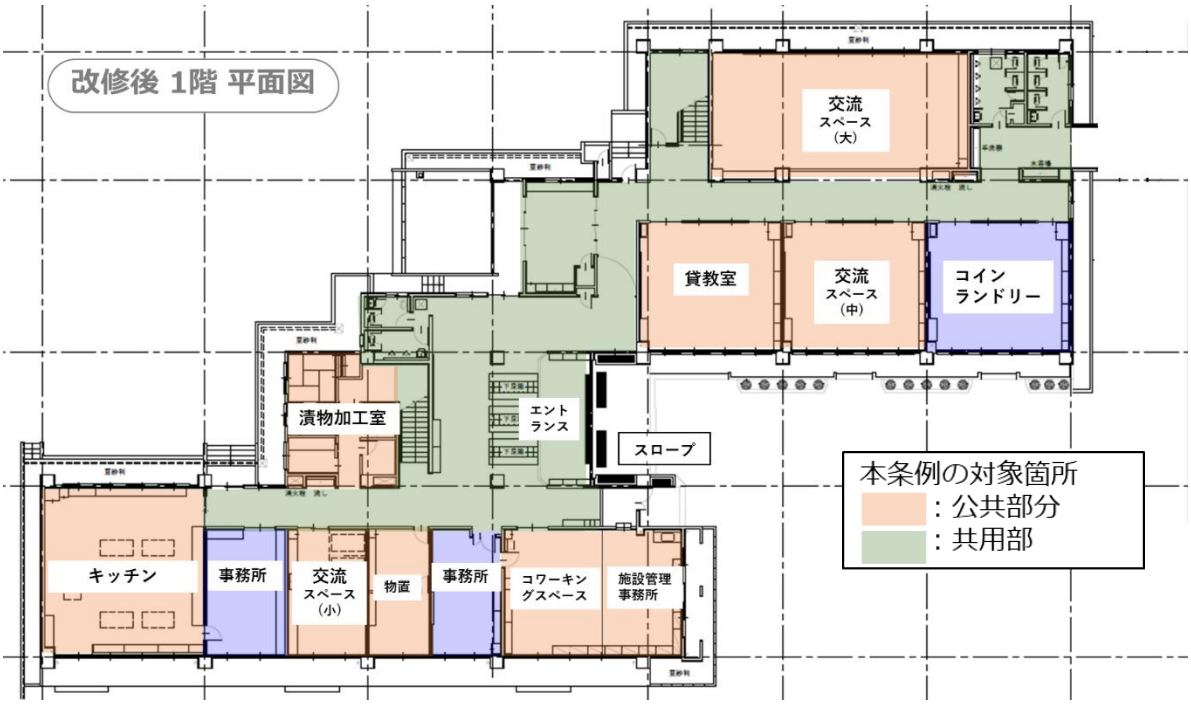

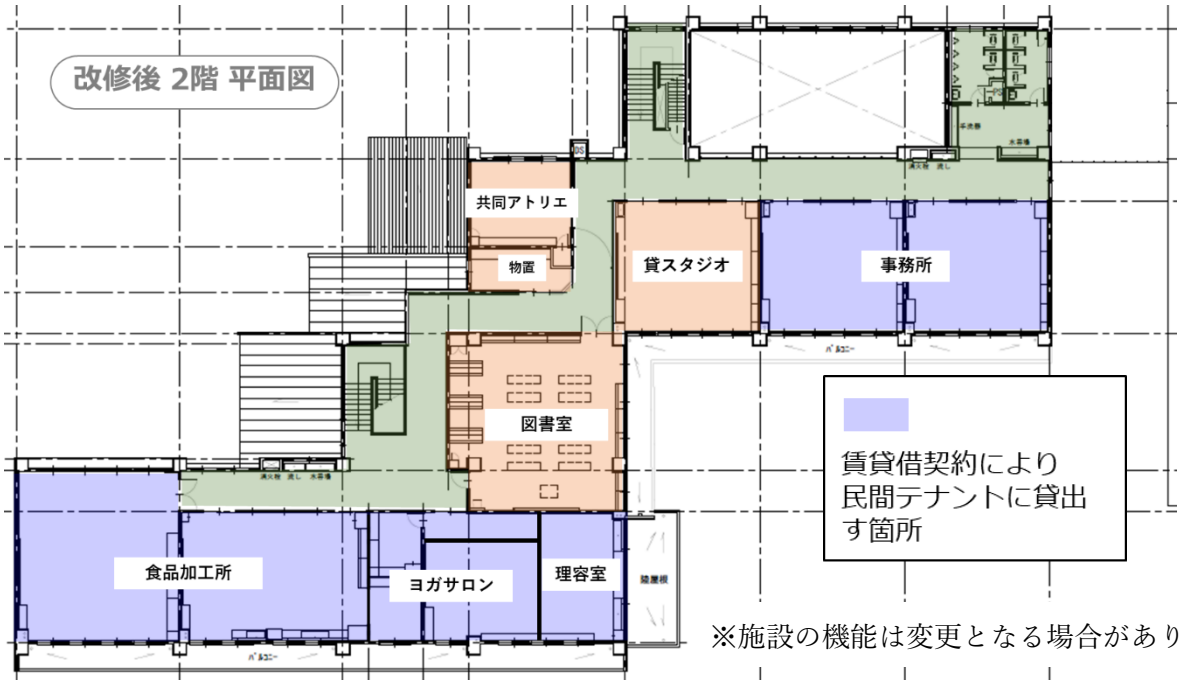

※施設の機能は変更となる場合があります。

３　条例の骨子

（１）　条例の目的

条例の目的（条例制定により目指すべき姿）について規定します。

（２）　施設の設置

施設の名称と位置について規定します。

（３）　指定管理者による管理

施設の管理を、町長が指定するもの（指定管理者）に行わせることができることについて規定します。

（４）　指定管理者が行う業務等

指定管理者が行う事のできる業務について規定します。

（５）　施設の休館日

施設の休館日について規定します。

・火曜日および水曜日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日以後最初に到来する休日以外の日）

・12 月 29 日から翌年１月３日

・町長が特に必要があると認めるとき

（６）　施設の開館時間

施設の開館時間について規定します。

・午前 10 時から午後 9 時まで

・町長が特に必要があると認めるときは、変更することができる

（７）　使用の許可

施設使用にあたって、使用の許可を受ける施設と不許可の基準について規定します。

施設名
コワーキングスペース、キッチン、漬物加工室、共同アトリエ、地域交流スペース（大）、地域交流スペース（中）、地域交流スペース（小）、教室、スタジオ

（８）　禁止行為

施設内での禁止行為について規定します。

・施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

・許可を受けないで物品の販売その他の商行為を行うこと。

・許可を受けないではり紙若しくははり札をし、又は印刷物を配布すること。

・指定された場所以外で喫煙し、又は飲食すること。

・立入禁止区域に立ち入ること。

・許可を受けた目的以外に使用すること。

・指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

（９）　許可の取消し等

施設使用にあたって受けた許可について、その取消し等となる事項について規定します。

(10)　施設の使用料

施設の使用料について規定します。

(11)　使用料の免除

使用料の免除について規定します。

(12)　使用料の不還付

使用料を還付する場合について規定します。

(13)　損害賠償等

施設を汚損した場合の原状回復とその損害の賠償について規定します。

(14)　施設の管理事項

施設の管理に必要な事項は、規則で定めることとします。

(15) 施行期日

施行期日は、規則で定める日からとします。なお令和９年５月頃の供用開始を目指しています。

4　使用料について

（1） 普通使用料

コワーキングスペース	４時間　220円 ８時間　440円 ※月額料金　6,600円
キッチン	３時間まで　1,650円 ６時間まで　2,750円 ※以降　１時間　550円加算
漬物加工室	２時間まで　1,100円 ※以降　１時間　550円加算
地域交流スペース（大）	１時間　1,540円
地域交流スペース（中）	１時間　330円
地域交流スペース（小）	１時間　330円
教室、スタジオ	１時間　330円
共同アトリエ	１時間　165円

※物品の販売目的で使用する場合は２倍（ただしキッチン及び漬物加工室を除く）

※開館時間外に使用する場合は 1.5 倍

（2） 特別使用料

・設備使用料　2,500 円の範囲内で町長が定める額

・電気料　　実費を基準として町長が定める額

5　条例制定に向けたスケジュール

時　期	項　目
令和８年４月、６月	意見交換会の実施　（ワークショップ２回実施）
令和８年 10 月～	意見公募の実施
10 月～11 月	（必要に応じて）他の関係機関（県等）との協議・調整
11 月	法規審査委員会（庁内会議）での審査
12 月	条例案提出（町議会 12 月会議）→（可決後）公布
令和９年５月	施行